

現場説明書

工事名: R2徳土 鳴門総合運動公園 鳴・撫養立岩 陸上競技場改修工事
工 程

1 他工事等との調整 (対象 有)

- 1 本工事区間では別途「徳島県鳴門総合運動公園陸上競技場改修工事」を実施している。この別途工事との工程調整を実施しなければならない。

2 施工の制限(対象 有)

本工事の施工にあたっては、監督員の指示(指示予定日: 令和2年12月中旬)があるまで施工してはならない。

3 作業時間帯(対象 無)

4 工事履行報告書(対象 無)

5 その他(対象 無)

用地 関 係

1 ブロック製作ヤード(対象 無)

2 仮置ブロック(対象 無)

支 障 物 件

受注者は、工事着手前に必ず工事施工箇所の支障物件について確認し、監督員に「支障物件確認書(現場着手時)」を提出し、監督員の確認を受けた後、工事に着手すること。

1 支障物件の事前調査(対象 無)

2 支障物件の撤去(対象 無)

3 立木の置き場所(対象 無)

4 その他(対象 有)

陸上競技場インフィールドは芝生の損傷を避けるため、材料・機械置き場などの作業ヤードとして使用してはならない。なお、本工事エリア外の作業ヤードとして、第二陸上競技場との間の緑地の一部を想定している。ただし、事前に施設管理者と調整の上、監督員と協議すること。なお、はぎ取った芝生は再利用予定であるため、場外に持ち出さないことを基本とし、保管、養生場所について施設管理者と調整すること。

公 害 対 策

1 事業損失防止対策(対象 無)

2 濁水処理(対象 無)

3 低騒音型・低振動型建設機械(対象 無)

4 六価クロム溶出試験(対象 無)

安 全 対 策

1 交通安全施設等(対象 有)

交通安全施設等について、関係者との協議により、通常想定される施設等と大幅に異なる場合には監督員と協議を行って実施するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

現場説明書

工事名: R2徳土 鳴門総合運動公園 鳴・撫養立岩 陸上競技場改修工事

2 交通誘導警備員(対象 無)

3 足場通路等からの墜落防止措置(対象 無)

建設副産物

1 建設発生土の利用(対象 無)

2 建設発生土の搬出(対象 有)

本工事の建設発生土については、次に掲げる工事に搬出すること。なお、受入側との協議等で搬出が困難な場合は、監督員と協議するものとする。

工事名	覆土工事
箇所名	板野郡松茂町豊久字朝日野
運搬距離	8.3km

3 再生利用のための建設副産物の搬出(対象 有)

1 受注者は、本工事の施工により発生する次の建設副産物について、再資源化を行うため産業廃棄物中間処理許可施設(再資源化施設)へ搬出すること。また、搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。

2 受注者は、建設副産物の搬出前に受入場所・条件等について、監督員と協議するものとする。

3 自己処理を希望する場合は、監督員と協議するものとする。

4 受入先との協議の結果、再資源化が困難である場合は、監督員と協議するものとする。

	コンクリート塊	アスファルト塊	木材	汚泥	その他
対象物	○				

4 最終処分のための建設副産物の搬出(対象 無)

5 建設汚泥の自工事現場内における再生利用(対象 無)

6 建設汚泥の中間処理方法等(対象 無)

7 建設汚泥処理土の利用(対象 無)

8 建設汚泥処理土の搬出(対象 無)

9 剥ぎ取り表土の利用(対象 無)

10 一般廃棄物の搬出(対象 無)

11 根株等の利用(対象 無)

12 根株処理工の出来高の算出(対象 無)

現場説明書

工事名: R2徳土 鳴門総合運動公園 鳴・撫養立岩 陸上競技場改修工事
工 事 用 道 路

1 工事用道路等の補修(対象 有)

材料搬入等に伴い、園路の補修および防塵処理等の必要が生じた場合には、監督員と協議を行って実施するものとする。工事用道路は第二陸上競技場北側の門扉から陸上競技場第3ゲートまでの園路を想定しているが、これによりがたい場合は、他工事および施設管理者と調整の上、監督員と協議すること。

仮 設 備

1 床掘(対象 有)

床掘の施工に際し、安全管理上特別な対策を講ずる必要が生じた場合は、監督員と協議を行って実施するものとし、必要と認められる経費については、変更契約できるものとする。

2 鋼矢板等の打込引抜工法(対象 無)

3 仮設防護柵工(対象 無)

4 仮締切り(土留)(対象 無)

5 鋼矢板二重締切(対象 無)

6 水替施設(対象 無)

7 異常出水の処置(対象 無)

そ の 他

1 図面の電子納品(対象 有)

本工事で提供する発注図面は、CADデータ(SFC形式)であるため図面を電子納品の対象とする。なお、発注図面については次のとおりである。

CAD製図基準に準拠していない。

2 標準断面図板設置の省略(対象 無)

3 しゅん工標設置の省略(対象 無)

4 同一の場所において施工する工事同士の現場代理人の兼務(対象 無)

※現場代理人の兼務については、同一の場所において施工する工事同士の兼務のほか、仕様書に記載された要件を全て満たす場合についても兼務を認めている。

5 三者会議※(対象 無)

ただし、主任技術者の専任が必要な工事で、主任技術者が2つの工事を兼務(兼務届を提出する場合)し、かつ次の①～④のいずれかに該当する工事は、三者会議(三者以上の会議を含む)を実施する。

- ①橋梁、トンネル、樋門等の重要構造物工事を含む工事
- ②現場条件が特殊である工事
- ③施工に要する技術が新規又は高度である工事
- ④その他、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要がある工事

三者会議の開催は、工事着手前に実施し、施工条件の変更等の問題が生じた場合には必要に応じ、監督員と協議を行って、複数回開催することができる。

現場説明書

工事名: R2徳土 鳴門総合運動公園 鳴・撫養立岩 陸上競技場改修工事

※「三者会議」とは、発注者と受注者と設計者の三者が一堂に会することにより、設計者の意図や施工上の留意点を受注者に的確に伝え、設計図書と現場との整合性を確認協議することにより、工事施行の円滑化と品質の確保を図ることを目的とし実施する。

なお、基礎杭や大規模仮設等専門性の高い工種を伴う工事では、施工者に専門工事業者(下請)の主任技術者を加え会議を実施する。

また、地質構造の複雑な箇所、地形の変化が大きい箇所等、特に地質情報の不確実性が高い現場における工事や地質技術者が参画することで当該工事の品質確保が図られると認められる工事では、地質技術者を参加させ会議を実施する。

6 コンクリートの単位水量の測定(対象 無)

7 セメント・モルタル吹付(対象 無)

8 水抜孔(対象 無)

9 種子吹付(対象 無)

10 植栽樹木の植え替え義務(対象 無)

11 使用材料の品質、規格、性能等(対象 有)

本工事に使用する天然芝舗装の砂については、設計図面に記載の粒度等の条件を満足するものとし、施工前に設計条件資料等を提出して、使用する材料の品質について監督員の承諾を得なければならない。

12 LED道路・トンネル照明灯の品質、規格、性能等(対象 無)

13 使用材料の品質規格等(製品名表示)(対象 有)

本工事に使用する材料については、次表に示す規格品質等を満足するものとし、施工前に材料使用承諾書を監督員に提出しなければならない。

なお、次表に示す製品以外でも、品質規格等が同等と認められる場合は使用することができるものとする。

材料名	規格品質等	(参考)メーカー名	(参考)形式名
人工芝	W2000×D5000,パイル長8mm+裏面ハット3.5mm,透水タイプ	ニシ・スポーツ	NF3503A GT-TⅡ/透水タイプ
人工芝台車	W2020×L5100×H385,スチール製(粉体焼付塗装) 最大積載荷重1300kg,ノーパンクタイヤ	ニシ・スポーツ	F1274B

14 県産木材の使用(県産木製型枠以外)(対象 無)

15 新技術の活用について(対象 無)

16 アスファルト舗装工事(施工途中の交通開放)(対象 無)

17 各種様式

各種様式については、下記徳島県ホームページよりダウンロードすること。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009091500237>